

議案第 8 2 号

川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例

川崎市老人いこいの家条例（昭和 4 7 年川崎市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

川崎市殿町老人いこいの家	川崎市川崎区殿町 1 丁目 2 0 番 1 5 号
川崎市神明町老人いこいの家	川崎市幸区神明町 2 丁目 2 番地

」

を

「

川崎市殿町老人いこいの家	川崎市川崎区殿町 1 丁目 2 0 番 1 5 号
--------------	---------------------------

」

に、

「

川崎市小倉老人いこいの家	川崎市幸区小倉 1 , 8 0 0 番地
--------------	----------------------

」

を

「

川崎市小倉老人いこいの家	川崎市幸区小倉 1 , 8 0 0 番地
川崎市御幸老人いこいの家	川崎市幸区紺屋町 3 3 番地 1

」

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表の改正規定（川崎市神明町老人いこいの家に係る部分に限る。）は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

御幸老人いこいの家を新設し、及び神明町老人いこいの家を廃止するため、この条例を制定するものである。